

今回の改正の内容

○：助成対象 ×：助成対象外	平成19年7月まで			平成19年8月から		
	往診料・ 初診料	外来医療費	入院医療費	往診料・ 初診料	外来医療費	入院医療費
3歳未満	○	○	○	○ 対象者全員 小学校就学前まで 助成		
3歳以上 (平成14年4月2日以降生まれ)	×	○	○			
3歳以上 (平成14年4月1日以前生まれ)	×	×	○			

※「小学校就学前」とは、6歳の誕生日の前日以後最初の3月31日までです。

※次に挙げる費用は、乳幼児医療の助成対象外ですので、自己負担となります。

- ・入院室料差額
- ・薬の容器代や歯科の特別な材料費
- ・往診時の交通費
- ・病床数200床以上の大病院を紹介状無しに受診した場合にかかる初診時特定療養費
- ・その他健康保険がきかない費用
- ・入院中の食事代



乳幼児医療費助成制度変更のポスター
し、今年1月

乳幼児医療費の助成対象を
拡大します！

○6月末までに医療証の交付を受けている人には、7月末までに新しい医療証を郵送します。

○制度変更に伴う、新たな申請手続きは不要です。

8月から

小学校就学前までの
子どもの医療費が無料に

～日本一子育てしやすいまちを目指して～

成対象とします。

市は平成19年8月より、乳幼児医療の助成対象を拡大し、3歳以上の子どもの初診料・往診料と、3歳以上で平成14年4月1日以前生まれの子どもの外来医療費の自己負担分を新たに助

からは3歳未満の子どもの初診料等を助成対象に加えるなど、制度の充実を図ってきました。

変わります

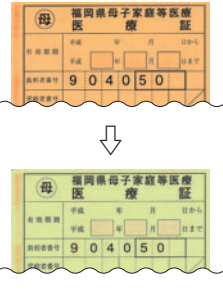
「母子家庭等医療証」
「福岡市老人医療証」
「国民健康保険高齢受給者証」
「入院時の医療費・食事代に関する認定証」

■母子家庭等医療証

○対象 母子家庭の母および児童、父母のない児童、一人暮らしの寡婦※それぞれ所得制限があります(父母のない児童は養育者の所得)

○新医療証の色 緑色(旧・オレンジ色)

旧 新



○申請 必要(8月末までに申請手続きを)

○申請に必要なもの

①健康保険証
②現在のオレンジ色の医療証
③児童扶養手当証書または年金証書
④その他、戸籍謄本や所得証明書、医療保険の扶養証明が必要な場合があり、窓口で現在の状況をお尋ねすることがあります。

○配布方法 区役所保険年金担当窓口で交付(交付準備期間中に更新申請された人には7月末までに郵送します)。

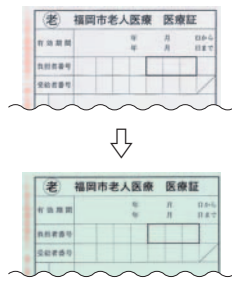
■福岡市老人医療証

○対象 68歳～69歳の市民税が非課税で、現在す

に医療証をお持ちの人の

○新医療証の色 うすい青色(旧・藤色)

旧 新



○申請 不要

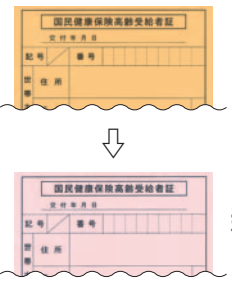
○配布方法 7月末までに郵送

■国民健康保険
高齢受給者証

○対象 国民健康保険に加入している70歳～75歳未満の人(昭和7年10月1日以降に生まれた人)

○新受給者証の色 桃色(旧・オレンジ色)

旧 新



○申請 不要

○配布方法 7月末までに郵送

○75歳以上を対象とした「老人保健法 医療受給者証(白色)」は、今回は変わりません。ただし前年と所得額が変わった人など、負担割合に変更が生じた場合は、新しい負担割合が記載された医療受給者証を7月末までに送付します。

載された医療受給者証を7月末までに送付します。

■入院時の医療費・食事代に関する認定証

次の表の認定証を持って

いる人で、8月以降も認定証が必要な場合は手続きを行ってください。認定証交付後に世帯員の状況に変更(市外からの転入など)があった場合は再度申請をしてください。

○申請に必要なもの
認定証によって異なりますので、下記の問合せ先に確認してください。

対 象	更新が必要な認定証の種類
19年度市民税非課税世帯	老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証
	福岡市老人医療限度額適用認定証
	国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証
19年度市民税課税世帯	国民健康保険標準負担額減額認定証
	国民健康保険限度額適用認定証

○配布方法 8月1日から、区役所保険年金担当窓口で交付

○現在の証は、8月1日から使えませんが、ご注意ください。
○母子家庭等医療証、入院時の医療費・食事代に関する認定証は更新手続きが必要です。

「国民健康保険料
ご案内センター」を
開設します

注意を

口座振替ができなかった人に対する再振替のお知らせ
○口座振替利用の案内
※平日の夜間や土・日・祝日もお電話することがあります。

「国民健康保険料ご案内センター」を、7月中旬に開設し、次のような場合に電話による案内を始めます。
○すっかり納付を忘れて納期限を過ぎた人に対するお知らせ
○残高不足などにより、

【問合せ先】国保収納対策担当(☎711・4242(☎733・5441))



上記の記事に対するお問合せは、ご住所地の区役所(出張所)の保険年金担当課まで

東区	☎645-1102
博多区	☎419-1118
中央区	☎718-1124
南区	☎559-5152
城南区	☎833-4123
早良区	☎833-4372
西区	☎895-7090
今宿出張所 保険年金係	☎806-9432
入部出張所 保険・福祉係	☎804-2014